第二期第１回選挙市民審議会議事録

日時　　2018 年 3 月 6 日（火）10:00－12:00
場所　　衆議院第１議員会館　地下１階第３会議室
出席委員　片木淳、只野雅人、三木由希子（以上共同代表）
　　大山礼子、小澤隆一、小林幸治、田中久雄
欠席委員　石川公彌子、北川正恭、桔川純子、小林五十鈴、坪郷實、濱野道雄、山口真美
事務局　　城倉啓、太田光征、岡村千鶴子、桂協助、富山達夫、丸井英里
書　記　　岡村千鶴子　吉野健太郎

城倉啓：みなさん、おはようございます。お忙しいところいつもありがとうございます。先に事務局からのお知らせを申し上げたいと思います。答申についてですけれども、実は売れに売れておりまして、在庫が本日時点で 62 冊しかないということで。増刷もしないといけないかという状況になっております。喜びをもって報告させていただきます。707 冊は国会議員に無料で進呈して、配付をいたしました。そうしたところ、希望の党と自由民主党の議員から直接私の所に電話があったということで、そのような議員の方にもフォローしている最中でございます。ロビイングにも、三木代表にも一緒に行っていただいて、とある自由民主党議員とお会いしているというような状況でございます。その議員のつてで、大物の方々とお話し合いをしていくとそのような流れになっています。答申が売れていること、ありがとうございます。ご協力を感謝いたします。それと、とりプロの入会案内を挟んでおきました。個人で入られている方いらっしゃいますけれども、実は毎年更新なんですね。私たちの事業年度が、1 月 1 日から 12 月 31 日なので、払込票も付けさせていただきました。年会費 1 口 2,000 円でございます。また関連する団体の方は 1 口 5,000 円ですので入っていただければと、団体会員は代表の方がお一人総会に出られるということもありますけれども、よろしくご検討お願いいたします。

　ということで、このあとは三木代表に司会をしていただいて、議題を 4 つ立てております。議題①②は比較的事務的な話で、③④はこの選挙市民審議会の第二期に関わる話ですけれども、そういう順番でお願いいたします。よろしくお願いいたします。

三木由希子：みなさん、おはようございます。それでは、第二期目の第 1 回審議会を始めたいと思います。最初の議題は新しい委員の就任依頼ということで、簡単にご紹介をいただいてよろしいでしょうか。

城倉啓：岡﨑晴輝（おかざきせいき）さん、九州大学で政治学者、政治思想史でしょうか、教授をなさっておられます。2 月 4 日の記念シンポジウムに、福岡からわざわざその件のみのために出席したいという熱意で、来ていただきました。その前に答申を予約してくださって、又追加で買ってくださって、自分の所のゼミ生と一緒にやりたいということで、大変前向きな方でいらっしゃいます。その時にもご発言されておりますけれども、選挙制度につい

てご持論もあると。それから、只野さんとお知り合いなんでしょうか、それとも只野さんを慕ってなんですか、何かそのようなご発言があったように記憶しておりまして、もしお知り合いであればぜひ一緒にと思いました。また福岡ですので濱野委員も居るからその地理的なことは何とかなるんじゃないかと。熱意のある方で、学者さんでということであれば良いのではないかと、安直に考えておりますが。ご本人とは何もその件についてお話してはおりません。皆さん方がもし良しとなれば、依頼に進んで、お断りされるかも知れませんけれども、まずここでご審議いただかないと話を進めることも難しいかと思います。私も名刺交換と、その時の話ししか知らないということなんですけれども、運動の広がりという観点からですね、福岡に何人もいるようになれば、面白いことも起こるんじゃないかというワクワク感でご推薦させていただきます。

三木由希子：はい、ありがとうございました。ここは、依頼をするということを確認すればいいですか。わかりました。何か皆さんの方でご意見ありますでしょうか。特にないようでしたら、打診をしていただくということでお願いいたします。

次が「暮らしと選挙」というイベントですか、この件もご報告お願いしていいでしょうか。

城倉啓：企画書の段階の資料を裏表刷りのものを挟んでおります。この会は、共催団体が二つありまして、全国フェミニスト議員連盟と選挙改革フォーラムとあります。選挙改革フォーラムは、田中久雄さんが関わっておられる団体なので、それについて田中さんからもご説明頂ければと思います。4 月 20 日にこの「暮らしと選挙」という、名前が変わるかも知れませんが、そういうイベントを開催すると。その内容として、大使館の職員を招いてここではノルウェー、スウェーデン、ニュージーランドとなっていますけれども、今承諾されているのがノルウェーと韓国です。ニュージーランドは交渉中というところで。こういう形で、大使館の人にその国の選挙制度、特にポイントは比例代表とクオータ制ですね。この二本柱で三つの国の大使館員に通訳付きでお話をもらって、みんなで討論すると。そういうイベントなんですね。私どもとりプロも、協力団体になって欲しいという呼びかけをいただいものですから協賛団体になっております。とりプロは国際民主政治制度研究会というのを立ち上げましたので、正に国際民主政治制度の比較の話なので、こちらも協力団体ということになっております。協賛団体ということになると、1 万円とか 5 千円のお金が発生いたします。協力団体ですとお金は発生しないで、宣伝に協力していただきたい、または動員に協力して欲しいという責任が発生するということになります。私どもの提起といたしましては、このイベントに選挙市民審議会も協力団体に名前を連ねていただいて、できる限り委員の方も日程が合えばご出席いただいて、或いは有人知人の方に宣伝していただければと思っております。ですので、選挙改革フォーラムについては田中委員に補足していただけますか。私からは以上です。

三木由希子：ありがとうございました。そうしましたら、田中さんお願いいたします。

田中久雄：はい、私が説明するのが適当かどうか私自身疑問なんですけれども。この会自体が 1 年か 2 年ぐらいでまだ新しいんですけれども、元々は選挙検定協会という名前で、選

挙検定をやろうという趣旨で始めた訳です。ちょうど 18 歳選挙権があって、若者に対する教育をどのようにするかということを問うて新聞紙上で取り上げられて、この会のメンバーは教育関係の方々が多くて、特に高校生を対象に検定を実施して選挙制度とか政治に関心を持ってもらおうということで始めようということです。よく漢字検定とか、英語検定とかあるように、3 択とか 4 択とかで、〇を付けて成績を出すという、合格すると合格証を渡すという趣旨で始まっています。その頃は私も入っていなかったんですが、途中から加わってくれということで加わったんですけれども。結論から言うとですね、色々コネクションを通じて高校の校長とか教員をやっている方とかに働きかけたんですが、途中の段階で握り潰されるというか、乗ってこないと。教室単位でやって、受講料もある程度もらうというシステムだったので、そういうこともある意味で障壁になったこともあろうかと思いますが。結局ほとんど実施されないまま終わって、それでこのグループは終わりかと思っていたら、講演会をやろうということで、これも 4〜5 回ぐらいですか、メンバーの方が中心になって東京ボランティアセンターで講演をやりました。私も 1 回お話をさせていただいたんですけれども。それもある程度終わって、もうこのプロジェクトは終わりかなと思っていたんですが、今度は大使館のしかるべき人に来ていただいて、各国の選挙制度とか、主権者教育とか、そういう問題について話してもらう機会を作ったらどうかと。かなり年配の方が中心なんですが、やることはフレッシュでですね、次々とアイデアが出てきて、これはある意味ではとりプロと同じような位置づけなのかも知れませんけれども。今度は、こういうことをやろうということで、メンバーに三井マリ子さんという前に都議会議員を 2 期なさって、国政選挙にも出られたけれども落選したという方で、女性議員の割合が非常に低いということで、地方議員を中心に議員連盟とかを作って活動されております。本人はノルウェーに関心があって行ったり来たりで、ノルウェーというのはご存知のように比例代表制で女性議員も多いし、首相や何かも出たこともあるし。ですから、そういう面で特に北欧について関心があって、その方の発案なんですけれども。比例とかジェンダー問題で先進的なことをやっている国について、日本は学ぶべきものがあるのではないかという観点から、いくつかほかの国に声をかけて、ニュージーランドはまだペンディングですが、ノルウェーと韓国はＯＫいただいて、参事官クラスの方が通訳付きで来てくれるということになっています。そういうことで、今企画しております。まあ、審議会ということで協力団体になるのが良いのかどうか、私自身もはっきりしないんですけれども。メンバーの人たちが、開催するにあたっていろいろな団体に関心を持ってもらうという意味で参加を広げたいということで、たまたま城倉さんがメンバーで協力していただけるということもあって、前回の打ち合わせの時に、城倉さんの関係でも協力団体にお願いしたいというお話を三井さんの方から言われたということでございます。

三木由希子：ありがとうございました。こことして協力団体と言っていいんですかね、何とも言い難いんですけど、協力に名を連ねるかどうかをここで決めればよいということですね。確認ですけれども、協力ですと特に協賛金のようなものは必要ないということですよね。

いかがでしょうか、何かご意見がありますでしょうか。特にないようでしたら、異論がないということでいいでしょうか。そうしましたら、協力団体というか、協力に名を連ねるということで、よろしくお願いします。

城倉啓：ありがとうございます。

三木由希子：3 番目が今後の審議の進め方ということなんですけど、これは特に準備されている訳ではないということですよね。これまで部門ごとに分かれて会議をしていたのが、一つのこの全体の会議のみになったということなので、従来と議論の進め方が同じようにはできないということになると思います。なので、今後どういうテーマでどういうふうに議論を進めるかということを、整理をした方が良いだろうということなんだと思います。既に答申の段階で、積み残し課題のような形でそもそも予定しているものと、前回の答申の段階で一定の考えを示したけれども継続が必要だという認識がある部分と、あると思うんですけれども。どうやって協議を進めるといいですかね。前提としては、何を検討するかよりも、どういう分担でどういうふうに議論を進めるかということを決めないと、恐らくこの先会議ができないということにはなるんですね。ということなので、これまでだと部門ごとに議論の進め方がだいぶ違うように思うんですね。第 1 部門は、割とテーマごとに担当の委員がおられたと。第 2 部門は、全体で議論をしてアイデアを出して最後に只野さんがまとめられたと。第 3 部門は、大山さんがおおよそ論点整理をしていただいたということで、それぞれやり方が違うという所がまず出発点だと思います。今後の議論の進め方としては、誰かが報告をするとか、そういうある種の担当制みたいなものをしないと、審議をする時の材料とかがなかなか用意ができないのかなと思いますけれども。何か進め方について、皆さんのご意見とかありますでしょうか。

小澤隆一：今、お話しいただいた積み残し課題や、なお詰める必要があるという要件とかを詰めていくというのはとても大事なことだと思います。 と同時にかなり出来上がった部分については、この前シンポジウムをやった訳ですけれども、もう少し外に出していくと言いますか、審議会外の人たちと意見交換をする場をどうやって持てば良いか、持てるかといったようなことを検討しながら進めてはどうかと思うんですね。特に、供託金の問題とか選挙運動の問題というのは、かなり煮詰まってこれでどうだという提案ができるようになっていると思うので、このあたりを少し先行的に外部の人と検討会してみるとか、そんな仕込みも必要かなというイメージを持っています。

三木由希子：ありがとうございます。そうすると今のご提案ですと、この審議会の会議としてそういう機会を作っていった方が良いということになりますか。

小澤隆一：そうですね、なかなかこの場に来ていただくというのは大変かと思うので、それは別途もう少し別の場を設けてということになると思うんですけれども。この審議会を第二期どう動いていくかといった時に、それも一つのテーマになるのかなというふうに思って発言しました。

三木由希子：ありがとうございます。おそらくとりプロの方の活動と一緒に動いた方が良さ

そうな話でもあるので、この会議として機会があれば考えることにした方が良いと思うんですけど。とりプロの活動の中で、この審議会の第一期の答申をどうやって普及させていくかと関係しているところとして意見交換の場をどう作るかという所で、とりプロの方と調整をしつつ、それぞれのテーマで分野で運動されている委員の方がおられると思うので、ちょっとそこを中心に組み立てを考えてみていただいても良いのかなとは思います。それは、そういうことでとりあえずやっていただいてよろしいですか。他にありますか。

小林幸治：直接進め方だけの話じゃないんですけど。何が積み残しになっているのか、全く議論していないけど重要なテーマももしかしたらあるかも知れないので。今日せっかくお三方来ているので、何が積み残しなのかをそれぞれの部門から少し整理する意味でも共有化していただけると、論点と進め方とって相まっていますかねっていう気がするんですけど。

三木由希子：そうですね、資料として答申で何を積み残しとして挙げているのかが、今手元にある人とない人がいますよね。それと、部門ごとの項目の列記は答申の最後にされているものと、各部門でもう少し先に繋げてやりたいというものとあると思うんですね。

城倉啓：答申の 145 ページに、その列挙があるのでコピーをして皆さんにお配りします。

三木由希子：そうしましたら、各部門で積み残して次期に先送りしたものがあるというテーマがあればご報告をいただくということで、片木代表からよろしいでしょうか。

片木淳：第 1 部門は、今 145 ページのコピーが配られると思いますけれども。大きく言いまして、主なものは取り上げて結論の方までいっていると思いますけども。

選挙運動規制全般について、細かいものも含めてどうするのかと、特に選挙運動規制と選挙運動期間ですね、これもある程度書きましたけれども。その期間を撤廃して、1 年前 2 年前から手続き規定としての選挙期間を始めると、しかし今やっている日本の選挙運動期間という規制、事前運動規制こういうものはやめていくという基本的方向は出ているんですけど。個々の具体の規制も含めて今後、全体を廃止だという基本方針は決まっているんですけれども、細かく詰めて全部それでいくのかと、あるいは自然犯的な選挙妨害とかいったものはやはり規制は必要じゃないかという点は残りますので、そこら辺の詰めをどうするか。

それと絡めて、政治資金とも関係していますけれども、選挙運動資金の問題、それから選挙公営ですね、金権政治になってはいけない金権選挙になってはいけないので、そこら辺をどのようにやるかという問題を連動して詰めていくというのが残っているということです。それから 145 ページの中では、第 1 部門の関係していることとすれば、今の話とダブりますけど、公選法の中の罰則規定ですね、これは外へ出すかという話もあったんですけど、この辺も絡めて議論をすると。

それから全体的な話に関わりますけれども、積み残しになっていますのは、公職選挙法の目的規定、割りに良いことを今の公職選挙法も書いているんですけれども、民主政治を推進するとかという文言も書いてあるんですけれども。もうちょっと市民の選挙だということとか、楽しい選挙にすべきだとか、さっきのノルウェー・スウェーデンなどの話も絡むと思

いますけれども、そういうことをどのように持っていくかということ、といったところあたりが残っているかなというふうに思います。

三木由希子：ありがとうございました。それでは、只野代表お願いします。

只野雅人：第 2 部門の方は、大きな話がまとまったので、大きな課題が積み残されているという訳ではないんですが。皆さん結構妥協していただいたので、それぞれの部分については各自ご意見があるだろうということだろうと思います。これがベストかというと多分そうではないということですね。

個別テーマで言うと、クオータ制の問題をどうするかということが、積み残しといえば積み残しなんですね。これもですね、まず無理のないところから第一歩というスタンスにしましたので、私たちが出した提案で上手くいかなければもう一歩進めていくと、まあこういう形なんですけれど、ここは少し議論の余地があるかなというふうには思っています。特にあとは大きなところではなかったと思うんですね。割と大きなテーマをどさっと全部扱ってしまったというところがありますので。

三木由希子：ありがとうございました。

第 3 部門は政治資金に関連する部分の大きなところは、他の部門と一緒にやらないとなかなか議論ができないということがありました。つまり選挙運動の問題とか、どうやって政治に公金を投入するのかという部分と、かかる部分もありましたので、そこが積み残しといえば積み残し。それ以外は、特に具体的なテーマが決まっている部門ではなかったので、特にこれが積み残しですと言えるものはないと思います。ただ、ここの項目で言うと民主主義のコストのようなところは、第 3 部門でも本来は検討する対象ではあったということがありますので、このあたりは積み残しといえば積み残しということになります。

ただ、この検討項目の候補に挙がっているものを全部やろうと思うと、多分 2 年で終わらないですよね。わりと大きな話が多いという所があるので、前回の継続から言えば今後第 1 部門で更に検討が必要とされていた、基本方針に基づいてどうやって個別の仕組みを、規制の撤廃を整理していくのかということ、これは確実にやった方がいいというテーマにはなると思うんですけれども。それ以外の部分は、ある程度テーマを少し絞るか、或いはテーマというとですね、バラバラやるというよりは、例えば公費負担の問題とかコストの問題を中心にやるのか、それとも例えばここにテーマに挙がっていて、国会と地方議会の改革というのもすごく大きなテーマなので、そういう方に力を重点的にやるのか。それから直接民主制とか地方分権とういうのもこれもすごく大きいテーマなので、そういう方をとりあえず重点的にやるのか、優先課題を決めた方がいいように思うのですが。皆さんの方で特にこれをやりたい、やったほうがいいというご意見とか、或いはここには書いていないけれどもこういうのもやれるんじゃないかというご意見があれば、一旦出していただいて、その上でどうするかという検討ができればと思うんですが。いかがでしょうか。はい、田中委員どうぞ。

田中久雄：この検討項目の候補の中にも入っていますけれども、政党要件、あるいは政党助成金という項目が民主主義のコストの中に入っていますけれども。やはり、政党というもの

についてどういうふうに考えるかということは、選挙制度を考える上でかなりキーポイントになるような感じがするんですね。選挙運動の仕方も、仮に比例になった場合に個人よりも政党を中心に選挙運動を行うということになりますから。今のような公職選挙法で書かれているようなやり方なりが良いのかといった問題にも連動して来ますし。それから政治資金ですよね、政治資金の問題、政党助成金、これも政党をどの範囲に規定しておくのかということも、今の要件は厳しすぎるという意見の方も多いようですけれども。政党助成金を出すための政党要件はどうなのかとか。それはまた海外の話聞きますと、前回の報告にもありましたけれども、クオータ制とも連動している訳なんですよね。クオータ制で女性議員の割合を多くしたところについては、政党助成金を割り増しするとか、或いは少ないところは減額するとか。そういうところで、かなり政党というところが選挙運動の規制とか、資金の問題とかが、クオータ制とか色々な問題に関わってくるような気がするんです。ですから、政党についてどう考え、どんな規制なりあるいは助成をするのかということは、かなり重要なテーマになるのではないかと考えます。

三木由希子：ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。ご意見なり、こういうテーマを特にやりたいということなど。

太田光征：事務局の太田です。最初の選挙制度の中の項目の一つ、選挙管理実務とありますけれども。私がおもに念頭にありますのは、去年行われた市川市長選挙で、再選挙になったんですけれども。なかなか、その再選挙の日程が決まらないという事態がずっと続いていまして。これは、今すぐにでも変えなければならないのではないかと思っています。再選挙になった場合に、迅速に日程を決めるような手続きをもっと厳格化する必要があるだろうと思います。それから国会と地方議会の改革の項目の中にあります、会期とか衆議院の解散というテーマは、今改憲というのが大きく俎上に上っていますけれども、これと大きく関係しますので、これについて審議会が急いで審議をした方が良いテーマではないかと思います。

三木由希子：はい、ありがとうございました。只野さん何かありますか、今の件で。

只野雅人：今の件ではないんですけれども。さっき片木代表から出たのは、選挙公営の問題なんですが、今の憲法改正国民投票を巡って、テレビ広告の規制というのが少し大きな問題になっているんですね。基本自由な運動なんですけど国民投票、日本ではやったことがなくて、一番大事な憲法改正でやらなくてはいけないかも知れないと。広告規制というのは、実は積み残していますので、規制というよりは公営みたいな仕組みをしっかり作るのも一つのあり方なのかとか。イギリスのようなやり方もよく紹介されていますので。選挙公営とからめて、資金力の差が出ないような運動のあり方をどう考えるかということが、ひとつ大きな問題かなという気がしています。あとは、僕の個人的な関係で言うと、こちらにも来ていただいた小岩さんがずっと主張されていた、学生の投票の問題なんかもですね、これも小さいけど結構重要な問題かなと思っていまして、答申で一定の方向は出しているんですけれど。そんなところです。

三木由希子：ありがとうございました。ほかに何かありますか。

小澤隆一：ちょっと個々の論点というよりも、大きな方向性みたいなことで、今日ここに来るまで考えていたんですが。私たちの審議会はこういう会で、正に独立して国民と国会議員の両方を睨んで、私たちはこういう案をまとめたんだけどいかがでしょうかと物申す、そういう会だと思うんです。その時に、相手が二つあるという中にあって、どこをこれから2年間押し出してそれなりの効果的な活動ができるのか、そういうことをどうしても考えるんですね。そういう時に国会議員の人たちに対して、これはあなたたちにとって非常に辛い要求かも知れないけれども、厳しい要求かも知れないけれども、国民主権民主主義という観点からしてみたら、国民の立場からしてみたら、これはどうしても今の制度をこういうふうに変えないとダメなんじゃないですかと突きつける。そこで踏み入って押し切るというテーマと、そうは言っても実際に国会議員の人たちに法律案を作らせるということになると、やはり呑んでもらわないといけないので、その人たちにも呑めるような多少の配慮をしてですね交渉する・働きかけていく、そういう二つの性格の活動があり得るんだろうと思います。私も第2部門でやって、選挙制度については前者の方で、今の議員の立場・立ち位置で発想してもらっては困りますよと、民意を正確に反映してみんなが選挙に参加したくなるような、そういう選挙制度はこういうものじゃないですかと、これは審議会としての筋論ですということでやると。この前シンポジウムに来られた初鹿議員は別のお話をされていましたけど、やはり初鹿議員は自分の今の立ち位置を考えながらああいう発言をされると思うんです。だからそういう議員とはかなり厳しい議論をしなくてはならない場面がある。一方で政治資金政党法の問題についてはその立場をどこまで我々が追求するか・し切れるか、この問題もどうしても関わってくるんじゃないかと。私も多少政党助成のことなんかも、だいぶ昔になりますけど研究したりしましたけど、これはかなりあちらにとっては自分たちのいわば懐の話なので、この問題についてどこまで詰めた議論ができるかですね。結局議論してもですね平行線以上に喧嘩別れになるということもあり得ると思うんですね。この問題についてどこまで追求できるのか・するべきなのかということについては、現時点ではなかなか見極めがつかなくて。今回の答申で書かれたことについては、多分良いと思うんです。5番目の柱ですね、政党交付金の使途とかですね、政治資金のあり方について方向性、これを更に前へ進めるといった時に、今私が勝手に考えたような方向付けで、そのあたりを勘案しながらどう進むのかということを、この審議会の中で少し議論しながら進めていった方がお互い今何をやっているのかということを了解するという意味でも大事な気がしています。

それと民主主義のコストとか、国会と地方議会の改革っていう、このあたりのテーマになりますと、かなり運用と言いますか制度そのものよりも、その制度がどうワークするかという所まで頭に入れて考えないといけない問題で、これはこれでなかなか大変だろうというふうに思いますね。このあたりはまさしく大山先生がご専門だろうと思うんですけど。やはり国会の動きというのは、制度通りに行かないと我々は思い知らされているんですけれども、解散権も含めてなんですけれども。このあたりをどこまでこの審議会で議論を詰め切れるかっていうと、ちょっと気にはしています。私も興味深いテーマなんですけど、私たちの

時間と能力を勘案してですね、どこまでやり切れるのかなというとこれがなかなかしんどいことで。そうすると何らかの制度についての提言を出す時に、そのあたりのことも頭に入れてメンションするということになるのかなという感じも持っています。

三木由希子：ありがとうございました。今、個別のテーマ以外の部分でお話があった点というのは、おそらくこの審議会の活動としてどこまでやるのかという話にもなると思うんですね。これまでは改革が必要なテーマについて検討して提案するという以上のことは、基本的にやっていないという所なんですね。それは基本的には現実的な提案をするということを中心にやってきているとは思うんですけれども。それ以上にこの審議会として、どういうふうに物を言っていくのかということと、更にそこから一歩進んで具体的に実現ベースのところで何らか関与していくのかということと。両方の所で今ご提案があったのかなと思いますが。第一期と同じだと、テーマについて提案するという以上のことはしないということですが、第二期に入って更に少し活動の幅を、第一期の提案もあるということもありますので、広げるのであればそれも検討するということになると思いますけれども。活動を広げていくのは正直きついかなという気もしています。ここに参加している皆さんの色々な時間的な制約もあり、他にそれぞれやっていることもあるので、そんなに沢山の時間を割くのは現実的には難しいということはあると思うんですが。どうでしょうか。

小林幸治：第二期は 2 年ですね。三木さんがおっしゃった通りだと思います。積み残しというのも、それぞれの部門ごとに検討してきたけど、他の部門と調整しないと細かい部分が提案できないとかというのが残っているんだと思いますので。そこを補強していくようなことが、主な内容になっていくのではないかと思うんですけど。そういう意味では、今出たそれぞれのテーマ、積み残しの分から取り掛かりやすいところとか、具体的提案が出しやすいものを再度出していって、ここで議論してそれを最終的に盛り込むかどうかという話の流れを作った方が現実的だろうと、新たなテーマを見つけてというより。それと同時にここで挙げてもらっている請願制度などは、過去に坪郷さんともう一人外部の人と 3 人位で検討したことがあって、5～6 年前ですけど、大山先生にもレクチャーしていただいたりして、具体的な提案を出しているんですね。ただ、そのあとフォローができていなくて政治マターというか提案もできていないので。以前やったことで、もしここで 1 回説明させていただいて、そういうものも組み込んでいただけると、過去にやった活動が消えてしまわないので、すごく有難いなと思っていて。そういうやり方もあるのかなと思っているので。その辺はここに挙がっていないテーマでも、こういうのもあるよというのを引き取って、一緒に提案していくということも考えてもいいかなと思います。

片木淳：今の流れでちょっと確認をしたいと思いますけれども。色々あるんですが、まず我々の任期は 2 年だと、2 年終わった所で必ず答えを出さないといけないと、責任だと思うんですね、偉そうなこと言ったわけだから。この今配っていただいている展望にこれだけの検討項目を掲げてありますから、確かに多岐にわたりますけど。今おっしゃったように既にどこかで検討もされているものもあれば、それも活用してですね、既存にあるものも活用し

て、我々なりに抽象的でもこれに対する答えを出すと。できたらもちろん具体案を出すというのが一番良いと思いますので。やっぱりここへ掲げてですね、国会議員にまで配ったこの話を宿題として、2 年経ったらある程度答えを出すというのが、責任じゃないかと思います。

それともう一つの筋と言いますかね、この答申の一番後ろに掲げたんですけれども、皆さんご存知のように、2 年半ほど前の選挙市民審議会の発足に当たっての文書の中に、我々の問題意識は何かということが、ここに書いてあります。選挙市民審議会の発足ですから、第二期ももちろんこの延長線上にある訳ですね。そうなると、その中で我々は何を問題意識として持っていたかということが、ここに書いてある訳ですが、「日本の民主主義は沈没する」と、かなり危機意識を持ってですね、過剰代表と言いますか多数意見が反映されていないこと、それから立候補しにくい、選挙運動を自由にできない、政治資金・迂回献金だからダメなんだと、それで議会制民主主義は成熟せずに劣化しているんだと書いてある訳ですね。しかもですね当事者である国会議員にお任せしていたらできないと。現状このようになっているのは、国会議員が働いていないからだと、極端に言えばね。ということを言っているので、このままじゃダメなので、市民のイニシアチブによって選挙制度改革が必要だと。主権者にとってどうするのかということを自覚的に議論すべきです、というふうに発足に当たって我々の審議会のテーマを設定したんです。もちろんこれは議論して、もっと広げるなり、縮めるなりという議論はあると思うんですけど。それにしても出発点はそういうことですから、それを踏まえて、その大枠の中で大事な問題だと、要するに我が国の民主主義の沈没という事態をどのようにして再生していくかという観点に立って、さっき展望の中で皆さんに約束した色々なテーマについてですね、その観点から解き起こして結論を出していくというふうに持っていくべきではないかと思いますけどね。もうちょっと言えば、先般のこの答申はそれなりに出来ていますけれども、初鹿議員と論争して、こちらからはあまり反論しなかったという経緯はありますけど、ちょっとまだ説得の理由として煮詰まっていないところがあるのではないかという印象を私は受けているんですね。だから、相手の反論を予想しながら、「じゃあ、それはあなたどうやってやるというんですか」というようにですね、ある程度反論する材料をもう少し詰めるという要素がまだ残っているのかなという印象も受けている訳です。これはちょっと横の話ですけれども。

三木由希子：ありがとうございました。今のご提案だと、挙げたものは原則一通りやるということになるかなと思いますが。

大山礼子：挙げたもの全部は無理だと、私は思います。これは候補だから全部しなくてもいいですよね。先ほどから出ていますけど、解散とか会期とかも私は散々自分でやっているからもういいかなという感じなんですけど。議会改革って地方議会でいうと、明らかに女性議員が多いところの方が進んでいるんですね。それは女性のせいか、それとも女性議員が多いということは党派が色々な人が入っているとか、そちらかも知れませんけど、ともかく色んな議員が入っている所は改革が進むんです。なので直接やるよりも、色々なダイバーシティを実現するような選挙制度を実現すれば、勝手に改革するんじゃないかと私は思います。で

すからその辺は無理にやらなくても良いのではないかという気がいたしております。先ほど小林さんもおっしゃいましたように、積み残しって言うとすごく後ろ向きな感じなんですけど、実はすごく大事な学生の投票権の問題とか、色々あるのでそこはきちんと提言すべきだと思うので、そこを先ずやって。あと政党助成の話も中途半端になっているので、そこもやると。それから直接民主制も大事ですけど、すごく大きな話になってしまうので、只野さんがおっしゃったように国民投票についての広告規制のところは関連性があるのでやるというくらいの所からやった方が、それで余力があれば考えるという方が良いのではないかと思っております。

片木淳：ちょっといいですか。今のご発言で、そういうふうに理解はできるかも知れませんが、145 ページの写しね、我々のテーマとしては以下に掲げるものを予定しているということで、まあもちろん候補なんですけども。一応やるって言ったんじゃないですかね、これ。あとからこれやりませんというのは、ちょっと逃げたような感じにになるんじゃないでしょうかね、とりあえずは。というのが 1 点。それから学生の投票権は只野さんもおっしゃったんですが、私の理解としては完全に結論が出ていると。解釈面でも立法論でもですね。それはこの中に私が書いたんですけれども。ホームレスの問題もね。そこはもうやる余地はないんじゃないかと思うんですけど。

三木由希子：ありがとうございました。おそらくですね、本文書いた人と、それから項目でとにかく全部挙げるというのでここにギュッと詰めた人が別々だったというところに、全体的な整合がないのかも知れないと、お話を聞いていて思いましたけれども。少なくともここに挙がっていることは、おそらく審議会とか各部門でやりたい・やった方がいいと言っていたものと、それ以外のものとが入っているのかなという気はしています。候補については、多分事務局の方で作っておられるので。

城倉啓：はい、そもそも「検討項目」という文言だったのを、「検討項目の候補」としたのは、私の判断ではあるんですけれども。この中で、実際に審議されたものは載せた方が良いだろうなというふうに思っておりましたので。審議会の中で言及された課題については拾っているつもりでございます。実際展望について話し合おうという場面が第一期の後半にあったので、そこのところでオンブズマンのこととか、投票率の上昇であるとか、そういった文言は出てきたのでここに載せております。ですからその場におられなかった方にとっては、何のことかなという印象があるかも知れませんが、全部出ている者としてはどこかで必ず誰かが発言していると、そういうものを拾ったということでございます。

三木由希子：ありがとうございます。結局、多分この中で議論ができる程度に材料があって、ある程度そんなに多くの負担がなく、一応議論の前提となる資料とか準備ができるものと、かなり本格的に準備をしなくちゃいけないものとが混在しているとは思うんですね。多分それぞれのテーマについて、全部一からやっていくと言ってもできる範囲が、現状の審議会のメンバーでできる範囲というのが、ある程度制約される部分があると思いますので。全部やっていくのは難しいかなとは思います。現実的には、やはり月 1 回程度の会議で、それ以

上はなかなか設定するのは難しいかと思います。今日 1 回もう会議をしましたので、どんなに多くてもあと 20 回から 25 回ですかね。その間でどうやって割り振るかということを考えないといけないかなとは思います。とりあえず野心的には全部目指すということはどこかに持ちつつも、検討の優先順位をまず決めるという所から始めてもいいのかなと思っていますが、片木さんいかがでしょうか。

片木淳：はい、それでいいと思うんですけど、出発点に当たって私の言いたかったことはですね、あまりいつも難しいからと言って臨むとろくな成果が上がらないんじゃないかと危惧したということで、ちょっと余計なことを申し上げました。それから、ここに我々が書いたんだから、やはり責任を持つ立場にあるので、候補と書いてもですね。ですから 2 年後の答申で、これやらなかったのは何だと、どうするんだと、次に送るなら送るんでいいんでしょうけどね、三期に。やっぱり言い訳をしなきゃいけないじゃないかと、いうふうに思う訳ですけどね。確かに個別に細かい点を現状分析からやって一つ一つ取り上げたら、おっしゃる通り時間が相当厳しいということは私も理解しますけれども。処理の仕方によっては皆さんあまり異論がないような語句についてはですね、案文をパッとですね、さっきの小林さんの請願制度なんかもですね、まだ詰めの部分もあるのかも知れませんが、一応これについてはこうこうでというのは、ある程度皆さん理解して、ああそうかそんなもんだろうということぐらいの結論は何行かの答申ということで、あるいは注で説明を付けていいと思いますけれども。おそらくその位の処理はできていくんじゃないかと私は思うけど、書き方の濃淡で工夫もできるんじゃないかというような印象は受けております。まあ、やってみないとわからないので、おっしゃる通りできない可能性もあると思います。優先順位を付けて進めるということには賛成です。ただ、時には選挙市民審議会を発足以来、どういう問題意識でやっているのかという流れの上に立って、優先順位を付けていくということが大事じゃないかと。

もう一つは、世間が何を問題意識にして何を変えて欲しいと思っているかという市民の立場に立って取り上げていく。私の印象ですと、今日も出ていましたけど女性議員が少ない問題…これをすぐ増やしていくと、サラリーマン議員を増やしていくと。直接民主制とも絡みますけれども、高知県の大川村の住民投票が契機になりまして、総務省で研究会がこの 3 月ですか報告書を出していますけれども、日曜日の読売新聞で報道されていますが。町村議会選挙については幅広く議員の数を増やしてですね、議員兼職、これも既に我々は具体案を出しました、立候補休暇と復職制度についての具体案も出していますけれども。これについて総務省の研究会も取り上げるという方向になったという報告がなされております。そういうことも含めて、あまり世間の流れに迎合することはないですけれども、国民的関心がどこに向いているのかなということも見極めながら、取り上げていったらいいんじゃないかという印象を持っています。

田中久雄：展望の検討項目の候補ということで、片木委員はかなり責任感のある方で、やらなくてはいけないという思いを強く持たれていると思うんですが。私自身は、この中でどう

しても第二期目で挙げておいた方が良いという項目で選択してよろしいのではないかと思います。内容的に見てかなり抽象的な、ある意味では政治思想のような哲学的なことも絡むような、人の考え方によっても色々の分析が可能なようなテーマも入っていますから。果たしてこの審議会の中でも結論が一致するかどうか、A案・B案・C案じゃないですけど色々な案が出てくるような感じのテーマもあるので。この中で、短い期間の中で取り上げられるものは何かと選んでよいと思うんですけど。今日の議論と、皆さんが心の中でこういうテーマがいいんじゃないかということがあると思うんですよね。それを次回までに事務局で今日出されたテーマも含めて、皆さんからどういうテーマが挙がったのかという、そういう一覧表を出していただいて、それに皆さんがプラスするかマイナスするかわかりませんが、候補としてのテーマを一覧として作るということ。正に優先順位ですよ、2 年間で挙げたテーマ全てをやれるかどうかは大変疑問なので、20 回ぐらいでどれが取り上げられるかという具体的なスケジュールを組まないと、どんどん時間だけが過ぎて結論が出ないということもあると思うんです。そういう作業を次回やったらどうかという感じはします。

それから、小澤委員のある程度審議会としてのアクションを起こすということ、外部の関係を強めるということは、審議会の活動とは別にとりプロの方で企画していただいて、そこに審議会のメンバーが加わって合同なり、講師として行くとか、説明に行くとかそこは切り離して、審議会は具体的な選挙制度とかのテーマについて提言を出すということが使命ではないかと思います。次回は、候補の一覧表と、それを基にして何を優先してやるのかと、その 20 回の中で割り振ってどうなのかという、具体的に目で見ないと頭の中で整理できないと思うんですよね。そういう作業を次回までにやったらどうかなと思います。

三木由希子 : ありがとうございました。色々とご意見いただいた方が良いかとは思うんですが、次回にそれをやるとまた拡散して収束させるのに時間がかかるかもしれないので、できれば大きな枠組みで、少し今日のうちにできる範囲で整理してしまった方が良いのではないかという気もしてるんですけれど、どうですかね、とにかく出した方が良いですかね。とりあえず今挙げていただいたので、何となく優先順位みたいなものが出てきているんだと思うんですね。それぞれの。

城倉啓 : スケジュール、その他についてはやはり事務局のも責任があると思いますので、今、出ている範囲のことで、私見ですけれども、こんなふうにしてはどうかというのを申し上げて、そしてまた皆さんに議論していただきたいと思います。

前半部分、大まかに言ってですね。どこまでを前半というのか分かりませんけれども、今 3 月ですので、次の 3 月ということでも良いかもしれません。その前半部分で、いわゆる民主主義のコストと言われるものを審議してはどうかと。政治と金、政治の金、それを政党絡みで審議してはどうかと思います。ただし前半というのは準備が大変ですので、例えばそんなに準備のいらない部分で、よその方を読んで請願制度などすぐに出せるものなどを挟んでいくと。すぐにできるもの、あるいは仰ったような時宜にかなうものですね。例えば国民投票との関係でとかいう話、公営選挙とも関わるということですから。などですね。それから

主権者教育に関わるような、みんなが興味のある、そういう自治に関わるものを、前半、民主主義のコストと時々挟む形で入れていったらどうかなというのを今思いました。

そして後半に関しましては、これは私は重要な積み残し課題だと思っているんですが、国会の選挙制度と地方選挙の間の関係、いわゆる中央地方関係というのですか、これは特に都道府県議会のところで、まだ比例代表だということは決まっているけれども、決まってないところがあるんですよね。ですからぜひともここはやっていただきたいなと思うので、後半のところ、なぜ後半かというと、大山委員が京都に 4 月から次の 3 月までいらっしゃるので、前半はなかなかですね、実際に身体があるかどうか分からないと、いうことがあるので、後半にこれを設定してはどうかと。大山委員がおっしゃっていましたけれども、しかしやはり審議の改革というのはすごく重要だとも思うので、これもまた仕込んであるものがあると思いますので、そういった意味では是非、つまり選挙制度と議会の活性化というのをクオータ制の絡みともあって、後半ざっくりと中央、地方の関係というのでやってはどうかなみたいに、ちょっと抽象的な言い方ですけれども、前後半で分けてスケジュール感を出してはどうかなと思ったんですけれどもいかがでしょうか。

三木由希子：はい、ありがとうございます。具体的な提案いただいてありがたいところなんですけど、優先順位の付け方としては多分選挙運動規制とか、選挙運動関係のものをとにかくやらないと、前回の最初の答申が十分に活きない可能性があるっていうことなんじゃないですかね。なので、前半が割とそこを 1 年かけてやる必要があるのかどうかという問題はあるとは思うんですけれども、そこはやった方が良いのかなという感覚を私は持っていたんですけど、どうですか第 1 部門関係で、はい。

小林幸治：城倉さんと三木さんのお話とかなり重なると思うんですけれども、さきほど三木さんからも優先順位という話もあって、それは本当に重要だと思っていて、今議論を聞いていてまさしく選挙制度を、この検討項目の候補で言うと選挙制度の中の選挙運動規制の部分ですよね。特に公職選挙法に直接関わっている罰則ですとか、目的を含めてもう一回網羅的に見直してっていう作業が必要なんだろうというふうに思うのと、それと民主主義のコストの部分は、これはちょっと集中して議論する前提として、ここに挙げていただいている議員の待遇から政治資金規制法までの中で、現状を 1 回洗い出してどうなっているのかというのと、その課題がどこら辺にあるのかというのは共有化する作業から、もしかしたら入っていかないといけないのかなと思うので、そこを前半後半で分けるのか、同時並行で 1 回おきにやるのかぐらいの感じで大きくはその 2 つを優先的にやった方が良いんじゃないかなという気がしてます。で、只野さんから憲法改正と切り分けて議論するのか、公営の部分ですね、ここも含めて選挙制度全体の議論の中でどういうふうに考えたら良いのかというのも、ちょっと検討した上でここで議論する必要があるのかなと。今の制度上だと釈迦に説法以上のものでしかないですけれども、法律上切り分けられちゃっているので、そこを将来的に同じ制度にするのかどうかも含めてちょっと議論しておいた方が良いという気がするので。大きな 2 つのテーマで当面は進めていくということで、そのくらいが限界かなとい

う。

只野雅人：私からちょっと。さっき国民投票の話をしたんですけれども、あれは 1 つの例で、もうちょっと一般的に考えなきゃいけないと思うんですね。目の前のことばかりやっているとどうしても生臭い話になってしまうので、今小林さんから話が出た通り、選挙運動を撤廃して自由化した後どうするのかというのは真面目に考えなきゃいけないことがいくつかあって、罰則は 1 つなんですけれども、1 つは資金規正みたいなもの。これがあるから運動期間どうするんだという話が出てくるんだと思います。もう 1 つが先ほど片木代表から出た公営化みたいな問題。それから民主主義のコストの話はリンクする問題が先々残ってくるのかなという感じがしますので、その辺りが 1 つ検討する大きなポイントかなと思ってます。

三木由希子：ありがとうございました。そうですね、ただあれですよね、結局長い目で見た時の改革テーマとして、例えば国民投票とかの関係も今のセグメントされた状況をどうしようかという議論と、現に今まず第一歩、今の現状を少しでもまともにするためにはどうしたら良いかということの意見を、そもそもこういう場で出していく必要があるのかなということは考えても良いのかなというふうには思います。長い目で見た時の提案と、それから現状このままなし崩しじゃまずいよねと言ったときに、ある程度どういうことができるのかっていう提案を、どうですかね、全体的には憲法改正の議論がこれからされるであろうっていう状態になってきて、国民投票だと会期と衆議院解散という問題がなんとなく議論されるテーマになるんだろうというふうに思うんですけれども、そういう優先順位の付け方は、あまりこの審議会としてはしないで、むしろ中長期の視野に立って意見を出すということに基本的には徹するということになるんでしょうか。その辺はちょっと皆さんのご意見を聞いておいた方が良いかなと思うんですが。

小林幸治：はい。基本的には今おっしゃったようなスタンスが良いんだろうと思います。ただある程度途中途中で議論を経て、その時タイムリーなものが例えば法案として出てくるときには、場合によっては特別な意見書じゃないですけど、前にも確か何か出したことがあったと思いますけれど、あんな形で、報告書全体をまとめてからだと全部決まっちゃっているので、出せるものは出しても良いんじゃないかなというスタンス位で、基本的には長い目で見た提案をきちんとしていくっていうことが良いんじゃないかと個人的には思います。

三木由希子：ありがとうございます。それとは何か異なる意見ありますか。今のご意見だと、原則中長期の視点に立った提案をしていくということですね。

片木淳：ちょっといいですか。小林さんと同じ意見ですが、中長期中心になるのだと思いますが、我々も参議院選挙の前に打ち出したり、中間報告を出したりしたのがこの 2 年間ですから、その間に時期を見て個別のテーマで急遽何か物言わないかんということで、意見がまとまりそうであれば出せば良いんじゃないかと、それは結構なやり方で良いんじゃないかと思います。それからちょっと拘るようですけれど、やっぱり理解、共通認識を作っとかないといけないと思いますので、145 頁の写しの展望ですね。我々のこれからやることを書

いてあるわけですけれども、この中で3段落目にありますが、2段落目では、民主主義はプロセスだということを強調してですね、それで民主主義を機能させる幅広い政治システムについて検討するという基本スタンスで、そこでっていうことで第 3 段落目に移っていまして、より民主的な社会システムを実現するために取り組むべき課題を抽出して、検討を行うことを予定している、ということで、具体的テーマも掲げたわけですけれども、ここでまた、今頃聞いて恐縮なんですけれども、この、政治システムを機能させ、より民主的な社会システムを実現するために取り組むべき課題、という意味と言いますか、問題意識というのは、端的にはこの下に書いてあるようなこと全部だっていうことなんでしょうけれども、それで上の方で、選挙制度改革の議論を続けるとともに、と書いてありますよね。これは何か民主的な社会システムを実現させるために取り組むべき課題という発想というのは、何かありましたかね。これは城倉さんの方が分かるんかな。

城倉啓：これは三木代表の文章で。三木さんに。

三木由希子：基本的には制度を変えるだけだと不十分っていう話なので、つまり制度が何に根差しているのかっていうのは、法律には書かれていないようなシステム、社会システムみたいなものに依拠しているところもありますので、選挙制度の改革と言っても、選挙の仕組みであったり、規制であったり、運動規制であったり、色んな規制については、制度の問題というところがあるんですけれども、それを実際担うのは政党であったり人であったり、ある種の利益共同体であったりしますので、そこに影響を与えるための制度改革もありますけれども、制度を動かす、根差すところに対して、より意味のある制度改革というかシステム改革と、いうようなことを念頭に制度改革があるんじゃないかという発想で、何か書いているということで、ここはあまり限定しすぎないような言葉を選択して書いているんですね。つまりその、どういう方向性で次期やるのかということが、十分に話し合って書いているわけではないっていうところがありますので、あまり言葉によって方向性が特定されないように書いているっていうふうにご理解をいただけると良いかなと思います。で、発想としては制度を変えるっていうのは分かりやすいんですよね。私は情報公開をやっていますけれども、法律をどう変えるかっていうのは良いんですけれども、その機能をどうさせるかっていうのは法制度だけじゃ縛り切れないことがあまりにも多くて、別のことを考えないと、実は制度が活きてこないとか、本来の機能を果たさないっていうことがやっぱり多々あるっていうことが、私たちが少なくとも思っている分野があって、特に政治というのはそういうものが、まさに凝縮している所があるので、その制度を変えるってことと、それからある種文化とか社会が根差している、共有しているある種のシステムみたいなものを両方念頭に置いて色々と議論をそもそもしているという、ここはそもそもそういうことを念頭に置いて、議論をしてきているという前提で言葉を絞らず書いたということなので、そういう趣旨です。

小澤隆一：とても重要な視点だと思うんですね。私たちが制度改革についての提案をする時に、それがどういうふうにワークしてどんな民主主義になるんだっていう、システムとして

の。そういうことが必ず問われてくるので、提言するときにはそれに対する答えをある程度持っておかなくちゃいけないと思うんですね。と同時に、まさにシステムの問題となると、こうなるというふうになかなか決め手になるような議論がなかなかしづらい領域でもありますよね。制度の逆機能というのは常にあり得るわけで、実際我々、比例代表中心の選挙制度というふうに提言出しましたけれども、ドイツでは半年間組閣されないとかですね、イタリアは結局比例代表辞めちゃった結果、ハングパーラメントになってるとかですね、要するに結局組閣できないじゃないか、どうするんだって、こういう問題が、これはこの前シンポジウムの時に岡崎さんが提起された問題もあるわけですけれども、やっぱりそういう問題に対して、ある程度の答えをこの審議会でも用意していかなきゃいけない問題だと思うんですね。そういう問題は第二期にしっかり一応こういう提案出したけれども、これをあとどうするのか。した場合に、プラスマイナス両方あり得るので、そういう問題についてどう考えるかというのは、やはり私は第 2 部門の選挙制度についてやったわけですけれども、フォローアップの議論をやる必要があるなと、そんな問題意識を持っています。

三木由希子：はい、ありがとうございました。他にご意見などありませんか。

片木淳：三木さんにまた確認ですけれども、こだわるようですけれども、テーマとしては、両方含んだテーマと読めばいいですか。選挙運動改革の理論のテーマもあるし、今言ったシステム的な、運用的な話、両方のテーマとして、というような感じですか。

三木由希子：ここでテーマとしては、と書いてあることはですね、この下の項目は入っていない状態で書いているので、すみません、この下の項目と整合しているかどうか、ごめんなさいとしか申し上げられないですけれども、基本的には大きな方向としてのテーマとして、最初の部分は、すみません、前半はわりと具体的な制度提案というものを念頭に置いていて、後半は政党とか政党助成みたいな話っていうのは、かなり政治システムへのインパクトが大きいという話なので、大きなテーマという括りにしてるんですね。だから私の発想としては、選挙規制の問題とか、あるいは選挙制度の問題、全体に政治システムへのインパクトは大きいとは思うんですけれども、それは制度改革。もっと本質的なもの、何て言うんですかね、これまでみんな触っていないところに手を入れようという話を後半に、大きなテーマというふうに書いているということで、ちょっとそれ以上の整理をここはしていないというふうにも理解をいただければなと思います。なので、検討項目の候補で言うと、選挙制度というのはわりと規制なり既存の制度の中でこれは改善すべきというのが、わりと議論としては立てやすい。民主主義のコストは既存の仕組みはあるんですけれども、新しいことを考えなくてはいけないというところがあるだろうと。さっきの政党助成の政党要件のところも、結局地方に対して、地方議会に対して比例代表入れようと思うと、国政政党中心の政党助成の仕組みだと、これ明らかにおかしいですよね。地方政党、地域政党に比例代表を出させるけれども、そこに政党助成がいかないっていう仕組みは、これはものすごい矛盾ですよね。なので、そうすると、これまでとは全然違うことを考えなくてはいけないかもしれないということになってくると思うんですね。なので、民主主義のコストの部分っていうのは、

私の理解ではこれまでと違うことを考えなきゃいけないっていうところが、おそらく明らかに出てきてしまうと。で、そこは既存の政党助成の仕組みとか、政治資金の回り方からすると、そこのお金が回っている範囲の人たちからすると、とても手を突っ込んでほしくないところで、その手を突っ込んでほしくない人たちが、法律を通さないと変わらないっていう仕組みの中で、ちょっと大変な話でもあるのかなという意味で、かなり大きなテーマだという私の認識が、この文に反映されていると、いうふうにご理解いただければと。

片木淳：はい、分かりました。ありがとうございました。

三木由希子：そうすると、全体の流れからすると、もう少し項目を挙げた方が良いという意見もあり、おおよそもう優先順位を決めて 2 年間通してこれやりますというよりも、前半後半ではないですけれども、ある程度この期間はこれをするということで、絞ってテーマを決めて議論を進めるということには、わりと皆さんの認識かなと。更に挙げる必要があるかっていうところで言えば、田中委員以外は割と絞った方が良いのかなという感じではあるかなと思うんですけれども、田中さんはもうちょっと出したいものがあるという感じなんでしょうか。

田中久雄：いや、そういうことではなくて、色々候補として挙がっていたんで、2 年間の間で全部をこなすということは到底無理だということで、とりあえずリストアップしてその中で優先順位を決めて、2 年間でできるものはどういうものかということを予め頭の中に入れながら、毎回テーマを選定していくという、全体の全体図といいますかね、項目のスケルトンとスケジュールというものをちゃんとやっていかないとね、思いだけが先行して実際最後になるとほとんど、今回もそういう面もあったわけですけれども、執筆者に任せっきりという感じになって、最後にちょこちょこっと意見を言うみたいにね、議論をした上での成果というよりは、最期答申の締め切りが迫っているからそれに合わせて無理やりやったというような、ぼくはそういう印象があったんですけれども、その二の舞になりかねないということなんで、ある程度テーマとスケジュール表みたいな、縦横のね、を考えながらやっていかないと。だからテーマとして選挙運動の規制と期間というのは大きな積み残し、積み残しという言葉が良いのかどうか分かりませんけれど、それはそうだと思うし、助成金のことも重要なんでこれは優先的に取り上げるべきだと私自身も思います。それについては異論はありません。それとこの三木さんが書かれたという、色んな民主主義のシステムとか社会システムというものの、これはその、それぞれの改革をする上でその背景としてこの基本的な民主主義のコストとか、直接民主主義とか、地方分権とかいうものを、非常に重要なものであると。それを色々な我々の考える選挙運動とか、或いはクオータ制でも良いですし、助成金の問題についてもですね、それをその中に組み入れていくという考え方を、いうことでぼくはこの問題を真正面からね、答申の中で、条文系の話とか直接民主主義について挙げるということまで、ぼくは時間的な余裕が無いんじゃないかと思って、先ほどのようなことを言ったんですけど。まあそういうことですね。

三木由希子：ありがとうございました。そうしますとおそらくここで、あまり異論無く合意

できることとしては、選挙運動規制の撤廃とか、そこに関連してきちんとそれが第一期の答申が機能するために、まず条件整備が必要だという部分を、とりあえず一番優先順位を高くして、その中に資金の問題とか、それから公営化の問題とか、そういうものがかかってくるということになると思いますので、そこをまずやると。そのあとの優先順位としては、政党助成とか、政党要件とか、政治資金の問題を中心に取り組むということくらいは、今の議論の中でおおよそ確認されているのかなと思います。おそらくその政党の問題を議論する中で、関連して色々と派生的に一緒に検討しなければいけないことが出てくる可能性があるのではないかなと思っています。国政ではそれがもしかしたら、議会改革、国会改革みたいな話になってくる可能性もあるのかなとも思いますけど、およそ大きなテーマとして、当面その 2 つを順次行っていくということでいかがでしょうか。

小澤隆一 : 今ので結構だと思います。1 の課題については、ある意味ではこの答申のフォローアップの検討という位置付けになるんじゃないかと思います。選挙運動の問題だけに関わらず、ここに書いたことについて深める、あるいは肉付けする、そういうものを含めた検討を必要なものを行っていくということでいかがでしょう。

三木由希子 : そうですね。おそらくみなさん異論は無いのかなという気もしていますが、何か付け加えてご意見のある方おられますでしょうか。

片木淳 : あの、第 2 部門の関係もやっぱり入れてもらいたいなというね、気持ちがしておりまして、といいますのは、さっき小澤委員からお話あったように、選挙制度、比例代表でいえばドイツ。何カ月も政権が決まらないという。或いはイタリアの問題。選挙制度については両面がありますよね。だから良い面もあれば、副作用みたいなものもある。だから我々は比例だ比例だと言っているけれども、確かにそりゃ反論も出てくると。選挙制度、どれでもそうだと思うんですよね。しかしだからといって、こっちもあるよ、あっちもあるよと言っていたら、いつまで経っても決められないということですから、どっかで決断をしなきゃいかんと。で、我々はもうこの発足以来、比例代表で決断をしたわけですよね。という流れから言って、そりゃ決断がおかしかったらまたみんなで議論すればいいわけですが、言いたいことはですね、選挙制度はメリットとデメリット両方あるから、初鹿議員に対する反論かなんかにもなるかと思うんですが、選挙制度或いは他の制度についても、メリットとデメリットを対比して、我々としてはメリットの方が多いと思っているからこっちだと、そう言えば良いんでね、それが、というふうにだから、反論を予想した理屈立てと言いますかね、そういうものをしておくことが、1 期の答申の今後のフォローアップといいますか、理論武装と言いますかね、そういうものにも、実際どうかは別として、来年答申で書くかどうかは別として、そこらへんの議論がもうちょっと必要じゃないかなという印象を受けました。

小澤隆一 : 私もドイツの内情はあまり知りませんけれども、だけどやっぱりドイツが社民党の党員投票まで待つというのはね、あれはあれでやっぱりドイツ国民がそれだけ民主主義のコストを引き受けているということですよね。だからそれは大した民主主義だなと。やっぱりそこまで党内手続きを経て、安心して連立を組めると。これは国民的な合意水準が高ま

っていなければそこまでできないわけで、日本だととても主権者が我慢できないわけで。だからそういうところを含めた民主主義のコストなんじゃないかと。

三木由希子：はい、そうですね。

小林幸治：基本的に三木さんが提案、提示した流れで進めていくのが個人的には良いと思います。片木さんがおっしゃった部分で言うと、文章化してどこまで説得性を持たせるかという。結構限界があって、それに対して元の考えとかが違う人は当然反論したくなるのだと思います。先ほど、小澤さんとか城倉さんもお話していた、それはやっぱり議論の場を積極的にそのあと。本来はこれ、この答申を出した後も何回か連続で意見交換の場を設けても良いのかもしれませんし、そういうことはちょっと審議委員会としてというよりは、とりプロとしてなんでしょうけど、こういう提案をしたんですけどどうですか、っていう意見をもらう場を設けていくような。何でしょう、それは民主的な社会をつくろうっていう市民審議会が閉ざされていると、全く本末転倒なので。そういう機会を積極的に設けていくような方向で色々取り組みましょうぐらいの合意で、これがだから絶対なものではなくて、そこから議論始めましょうよぐらいのことでも良いと。ちょっと言い過ぎかもしれませんけれども、自信を持って提案はするけれど、皆で議論しましょうっていうことになれば良いんじゃないかいかと思います。先ほどの三木さんの流れで進めていって、それでもうちょっと余力的に検討できそうだねっていうときは次々と提案していければ良いんじゃないかと思います。

三木由希子：はい、どうぞ。

田中久雄：私も三木さんのおっしゃる流れで進めて良いと思います。それで、民主主義のコストの問題で、今ドイツとか、今度はイタリアも政権を構成するために時間がかかると思いますけれども、民主主義っていうのは選挙は非常に重要なものですけれども、選挙の結果でどう連立を組むかって、比例の場合はもう必ず組むっていう宿命みたいになるわけですよね。その過程で色々と政党間で協議しながら合意ができた時には政権を担うと。場合によっては少数政権というのもあり得るわけですよね。多数決を採らない場合に。でもそれはまさに民主主義なんですよね。プロセスでコストなわけですよ。でもそのコストはもう我慢しなきゃいけないわけで、なんか多くの人はそれを知らないというか、すごい時間がかかった、そしてああいう空白時間があって政治が停滞するんではないかというふうに直結しちゃうわけですよね。だからそれは民主主義を実現するためのステップを、時間はかかるけれどもやるべきものであるということだと思うんですよね。だからもう 1 つ例を言うと、私も自分の会でこの答申案を説明したときにですね、選挙制度、運動の規制ですか、あれを撤廃するということになるとそれは大変だと。色んな悪いことが起こるんじゃないかという。でもそれが今までの選挙運動規制のやり方なわけですよね。これやるとこういう抜け穴があるんだ。だからそれを防がなきゃならないと。またこっちを防ぐとこういう抜け穴があると。だからそれが絶えず防いでいくっていうシステムがべからず集になってしまったっていうね。だから色んな問題があるかもしれないけれど、でもそれは罰則規定もあるわけだから、それでフォローしていけば良いわけであって、色んな混乱があることを、国民が有権者とし

てそういうことをくぐり抜けないと自由公正な選挙っていうのは実現しない。それはまさに民主主義のコストなんだと。甘受しなければいけないんだと、いうことを言ったんですけど、たぶん答申なんか、行って説明しても反論が出てくると思うんですよ。だからそういう機会っていうのはね、これはとりプロなんかが作るべきものかどうか分かりませんけれども、何かやっぱり答申の中でそれを説明するというのは到底できないので、実際にそれで起こってくるいろんな不祥事や問題なんかもあろうかと思うけれども、大局的に長期的な民主主義の観点から見ればこの改革が良いんだということを説明しないと十分理解できない人たちが多いと思うんで、そのことも考えながら運動していただきたいと思います。以上です。

太田光征：事務局の太田です。スケジュール、テーマの関係でもう一度明らかにさせていただきたいと思うんですけれども、今三木さんが言われた、大雑把に言って、選挙運動規制のテーマと、それから政党に関するテーマ、この 2 つを優先にするということにした上で、それを大体前半と後半に分けるという感じなのか、それらを早めにやって後で余裕を付けさせるということなのか、スケジュールとテーマの時間配分について説明していただければと思うんですけれども。

三木由希子：それは私に答えを求められても困るんですけれども、おそらくですね、前期答申から明らかに継続してやった方が良い選挙運動規制の部分で、どれくらいのテーマを挙げなやいけないのかということを、これについてはまず出さなきゃいけないんじゃないかなと思うんですよね。その部分の議論にどのくらいの時間がかかるのかっていうことが大体分かると思うので、それが 1 年 1 年できれいに前半後半で別れる話になるのか、1 年目の早い段階で割と大きなめどが立つような話になるのかっていうことが、まずちょっと整理をしなきゃいけないということになると思います。それをした上で民主主義のコストに関わる部分の議論を、テーマ設定をするとどのくらい時間がかかるのかっていうこと。すいません、結局はですね、選挙運動規制の部分でどのくらいテーマが挙がるのかということと、民主主義のコストについてどのくらいテーマを挙げて検討するのかっていうことを、たぶん両方テーマを挙げた上でスケジュールを立てていくというのが現実的かなと思います。更にその上で、時間が余るようであれば追加で議論を設定していくという感じになるんじゃないかなと思います。選挙運動規制の部分って丸々1 年くらいかかるくらいボリュームがありそうかという、ちょっとあたりが付いていないところがあるんですけれども、いかがなんですかね。

片木淳：私の感じだと、1 回というわけにはいかないかもしれませんが、2 回くらい、そんなにたくさん残ってるという感じは無いんですけれどね。小林さんがちょっとしかけていた部分なんで、小林さんこの辺り、1 年もかからんでしょ。

小林幸治：そうですね。ちょっと答申をお持ちじゃない方もいらっしゃるので恐縮なんですけど、お持ちの方、95～96 頁、この辺が関係してくるんじゃないかと。とりあえずここでは明らかにこれはいらないよねというものと、これはどうしようかというものとそれとの

関係で。
片木淳：それに選挙公営がくっついてきて議論しなきゃいかんと、そういう話ですよね。
小林幸治：ですので片木さんおっしゃったように、ある程度整理をして提案をして 2 回議論をすれば合意できるような内容でもあるかなと。その中で他の部分との兼ね合いで、ちょっとここら辺はもう少し掘り下げないと、という部分が残れば議論すれば位と思いますし、全体的にはそんなに時間が 1 年くらい丸々かかるという感じではないかなっていうふうに思いますけれど。
三木由希子：例えばその選挙運動期間を撤廃するとどういう規制構造になるのかっていうのが一般の人は全然分からないレベルの話だと思うんですよね。私もそこをどういうふうに考えると選挙運動規制って言って良いのか分からないんですけれども、それは規制になるのかっていうことが、やっぱりちょっとピンときにくいっていうところもあるので、そこの辺りの整理まで割と早くできそうっていう感じなんですかね。
小林幸治：そうですね。第 1 部門ではけっこう議論していて、文字だと分かりづらいので図式化するっていうか、見せ方も少し工夫しないとねっていう話は出ていたんで。ちょっとその辺は実際作業する中で、工夫しながら分かりやすいものをっていう感じになると思いますけど。
三木由希子：もう 1 つが、選挙運動期間が撤廃されると、今選挙運動資金と政治資金って分けていますよね。その辺も議論の余地なくわりと整理ができるような話になってるんですか。
小林幸治：その辺がちょっと関わってくるかなというふうに思っていて、ですので単純に選挙運動で切り分けちゃうと簡単に整理はできると思うんですけれども、他のお金の部分とか、実際っていうところはたぶんちょっと掘り下げれば出てくるんだろうと思うので、そこら辺はちょっと議論が必要になってくるんだろうなと思います。
小澤隆一：今のテーマを優先的にやるっていう形でやっていただいたら良いと思うんですね。で、今聞いたテーマはまさに民主主義のコストの部分に関わってきてしまうテーマで、結局選挙運動期間を無くせば、年がら年中選挙運動をやっていることになる、アメリカの大統領選みたいなね、ああいうお祭り騒ぎを何年も続けるのかって、こういう話にもなるのか。それともいやそうじゃないですよと。お祭り騒ぎをしょっちゅうやってるわけにもいかないから、非常に日常的な政治活動の中で、政党色、それぞれの勢力の色合いをはっきりと出して、それをもって、日常的な政治活動をもって、いわば選挙運動的なものが行われるんですっていう、こういうイメージになるのか、その辺りのイメージ作りというのをもしこの話と絡めてやっていくと、実は民主主義のコスト論みたいなものを一部前倒しできる議論になっていくと思うんですね。まあ民主主義のコスト論って、それだけじゃないんですけれども、結局選挙運動期間を撤廃することによって、どういう政治状況が生まれるのかっていうのをイメージで作るということになれば、これは論点としては重なると思います。
三木由希子：その辺りはこの審議会の中で、ちゃんとイメージを共有したら議論しやすいの

かもしれませんね。第 1 部門はそれを積み重ねて来られていると思うんですけれど、他のところが決してそういうわけでもないということなので。

城倉啓：付け加えですけれども、坪郷委員が罰則規定を外に出すということを取り組んでおられるけれども、それがまだ十全に出来ていない部分があります。ですから小林委員と片木代表がおっしゃった 1～2 回でっていうのは全体的な意味で 1～2 回でいけると思うんですけれども、罰則規定に関しましては刑法の専門家にも聞くことがあるかもしれないということをおっしゃっていたので、これはやはり 1～2 回というと不安なので、3 回くらいは全体で必要かなと。そしてまた最後の部分、小澤委員がおっしゃったような民主主義のコストと直結する部分っていうのは、次のテーマの民主主義のコストと繋ぎの会、それが 3 回目なのか 4 回目なのか分かりませんが、そういう形でスケジュールとして設定していったら、何とかいけるかなと、繋がり良くいけるのではないかと思いました。

三木由希子：罰則のところはいわゆる誰が当局になるのかっていう問題はあると思うので、単に外に出すのかというだけではなくて、誰が取り締まりをやるのかっていうところですよね。今警察ですよね。それで良いのかって言うところとかもまあ論点にしなきゃいけない、検討対象にしなきゃいけないのかなと思うんですけれども、そうしますと 5 回くらいかけて全体を整理するところまでいくくらいのイメージでとりあえず予定をしておいて、その間に民主主義のコストについての論点設定をしていくと。最初の選挙規制の部分は片木さんと小林さん中心にやっていただくということになるんですかね。報告なり検討課題なり、どういうふうに準備を進めると良いんですかね。まあ小林さんから、この流れでやっていただくと。

小林幸治：元々の原案は例えばぼくがするとしても、もともとの議論の流れがあるので、第一期で第 1 部門のメンバーでメールとかで基本的にやり取りをして、それでここに挙げると、いうような流れですかね。だから現メンバーでいえば、片木さんと坪郷さんとぼくとでちょっとやりとりさせていただいて、一応 3 人の提案で挙げるというような流れが良いかなと。

三木由希子：分かりました。じゃあそれでお願いします。で、民主主義のコストの部分はどうしましょうかね。想定される論点を誰かが作って、そこから少し付け加えたり、整理するなりした上で、テーマ設定をした上で分担を決めていくという感じですかね。たぶん、だれか 1 人がやるとかっていうのはちょっと無理だと思うので、例えば政党助成なら政党助成についてのレポートをする人を決めていくとか、そういうレベルの話になるのかなと思うんですけれども。例えば政党要件の問題だとどんなテーマ設定があるのかということをどなたかにご報告いただくとか、場合によってはどなたか専門家を呼ばなくてはもしかしたらいけないのかもしれないですけれども、そういう流れになるというイメージで良いでしょうかね。

そしたらじゃあ次回はとりあえず選挙規制の部分でテーマ設定と、それからこれまでのことをある程度ご報告いただいて、第 1 部門ではどういうことを想定してここまで来てい

るのかということを報告していただくのと、それから検討に入れそうな項目があるのであれば、それを出していただいて議論すると。それと民主主義のコストについてのテーマは、こんなテーマがありますということで、今挙がっているものがもう少し細かくできるのであれば細かく少し整理をした上で、出して検討するというような形で次回設定するということで良いでしょうか。多少準備期間が小林さんとか片木さんとか坪郷さん、きっと必要でいらっしゃいますよね。

小林幸治：そうですね。

三木由希子：なので、どんなに早くても 4 月の下旬位の設定にしておいた方が、安全そうですよね。なので、そしたら 4 月の下旬で、どういうふうに。今日いらっしゃっていない方もいらっしゃるんですけれども。もう日程を入れてしまって、或いは候補日を 2 回くらい決めておいて、それでその範囲で今日ご出席じゃない方のご都合も聞くということにしますか。

じゃあ 4 月の 23 日からの週ですね。私の入る時間帯でまず聞いていきますね。23 日月曜日の 3 時以降は不都合な方いらっしゃいますかね。

只野雅人：あんまり遅くなければ。7 時からちょっと。

三木由希子：じゃあ 23 日の 3 時から 5 時、24 日の 1 時以降。

只野雅人：24 日はちょっとだめですね。

三木由希子：25 日の午前中。

只野雅人：ちょっとだめですね。

三木由希子：26 日の午後ですね。大丈夫そうですか。27 日は、私は終日大丈夫そうなんですけれども。

只野雅人：午前中ならたぶん。

三木由希子：そうしたら 23 日の 3 時から 5 時、26 日の午後、27 日の午前で事務局の方では大丈夫ですか。

城倉啓：はい、大丈夫です。

三木由希子：そうしましたら他の方のご予定を早急に確認していただいて、どっかに設定していただくということでお願いします。

城倉啓：それと同時に 5 月以降のも回しましょうか。

三木由希子：そうですね。

城倉啓：5 月以降のも日程調整入れさせていただきます。かなりオープンな形で。

三木由希子：それでは、以上で議題が終わりましたので終わりにしたいと思います。ありがとうございました。